

第1章 総則

第1条 この協議会は、北海道農協青年部協議会(略称道農青協)と称し事務所を札幌市に置く。

第2条 この協議会は全道農協青年部の育成強化と連絡提携に関する活動を行なうことを目的とする。

第3条 この協議会は、各地区農協青年部連合体を以って組織とする。

第4条 この協議会に対する加盟脱退は自由とする。

第2章 役員および事務局

第5条 この協議会に役員として、会長1名、副会長3名、監事2名を置く。

第6条 役員は、各地区代表の中より総会において選任する。役員任期は1年とする。

第7条 会長は、この協議会を代表し、業務を統轄する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時これに代る。監事は事業と会計の監査に当る。

第8条 この協議会の業務を処理するため、事務局長1名、事務局員若干名を置く。事務局長及び事務局員は会長副会長の議を経てこれを委嘱する。

第9条 この協議会は、諮問機関として顧問及び参与若干名置くことができる。顧問及び参与は三役会議において推せんし、会長これを委嘱する。

第3章 会議

第10条 この協議会に決議機関として総会を置く。定期総会は毎年1回4月10日までにこれを開く。ただし、必要あるときは臨時総会を招集することができる。総会は会長が招集する。

第11条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1.規約の変更
- 2.事業計画の設定及び変更
- 3.予算及び決算
- 4.会費の賦課及び徴収方法
- 5.その他重要事項

第12条

- 1.総会は代議員をもって構成し、出席者の過半数により議事を決定する。
- 2.代議員は、農協青年部地区連合組織及びその構成組織代表を以ってあてる。

第13条 議長は、総会において出席した代議員から選任する。

第14条 三役会議は、会長・副会長及び事務局長をもって構成する。

第15条 三役会議は、会長がこれを招集し、次の事項を協議する。

- 1.総会に関する事項
- 2.この協議会の業務執行に関する事項
- 3.その他必要なる事項

第16条 この協議会の運営上必要な場合は、総会に次ぐ決議機関として、地区農青協会長会議を開き、会長がこれを招集する。

第17条 この協議会の運営上必要な場合は専門部会を設けることができる。

第4章 会計

第18条 この協議会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってこれに充てる。

第19条 この協議会の会計年度は毎年4月1日より3月末日迄とする。

付則

- 1.この規約は、昭和40年3月24日から実施する。
- 2.この規約は、昭和44年3月25日から実施する。
- 3.この規約は、昭和50年3月20日から実施する。